

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
9月16日  
(金曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....二

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....三

保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....三

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課).....四

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四

土地改良区役員(農村整備課).....四

土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課).....五

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....五

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施.....六



### 山口県告示第三百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 地	関 係	廃 止 年 月 日
院 医 療 法 人 大 樹 や ま が 歯 科 医 院		周南市上遠石町一丁目一番五二号			平成二三、六、三〇
う え ま ち 薬 局		宇部市上町一丁目六番一八号			" "

### 山口県告示第三百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 地	関 係	指 定 年 月 日
く だ ま つ 美 里 ハ ー ト ク リ		下松市美里町四丁目一〇番二五号			平成二三、八、一
ニ ッ ク		周南市大宇湯野一〇九の二二			" 七、 "
医 療 法 人 大 樹 ほ た る の 里 歯 科 医 院		下松市美里町四丁目一〇番二七号			" 八、 "
美 里 薬 局		周南市桜木二丁目二番六号			" 七、 "
桜 木 調 剤 薬 局					" "

### 山口県告示第三百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

居 宅 介 護 事 業 者 氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 の 種 類	廃 止 年 月 日

萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市老人保健 施設かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二	通所リ ハビリ シヨ ン	平成二三、 二、二八
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市特別養護 老人ホームか がやき	萩市大字椿三 四六〇の二	短期入 所生活 介護	平成二三、 二、二八
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市老人保健 施設かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二	短期入 所療養 介護	平成二三、 二、二八
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市老人保健 施設かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二	介護予 防通所 リハビ リシヨ ン	平成二三、 二、二八
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市老人保健 施設かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二	介護予 防短期 生活介 護	平成二三、 二、二八
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市老人保健 施設かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二	介護予 防短期 生活介 護	平成二三、 二、二八
萩市	萩市大字江向 五一〇	萩市老人保健 施設かがやき	萩市大字椿三 四六〇の二	介護予 防短期 生活介 護	平成二三、 二、二八

山口県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

名称	居宅介護事業者 名称又は住所又は主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ライ フサポートど れみ	美祢市大嶺町 東分三二六八 の一	有限会社ライ フサポートど れみ	美祢市大嶺町 東分三二六八 の一	訪問介 護	平成二二、 六、一

山口県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

名称	居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
合同会社恵の泉	岩国市中津町三 丁目八番二九号	恵の泉居宅介護 支援事業所	岩国市中津町三 丁目八番二九号	平成二三、 八、一
有限会社ライ フサポートど れみ	美祢市大嶺町東 分三二六八の一	有限会社ライ フサポートど れみ	美祢市大嶺町東 分三二六八の一	平成二二、 六、一

山口県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

名称	居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社エ ル	山口市道祖町 六番一三三 号	トマト薬局	山口市道祖町 六番一三三 号	平成二三、 九、一
社会福祉法 人	中尾七 八七の一	夢のみずつみ 村山ロディ ン	中尾七 八七の一	平成二三、 八、一
株式会社お はな	徳地堀 一七〇一	株式会社お はな	徳地堀 一七〇一	平成二三、 八、一
株式会社ハ ツ	周南市大字 久米一二四	株式会社ハ ツ	岩国市多田 三丁目一〇 四の四	平成二三、 六、一

特定福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業所 名称	所在地	指定年月日
株式会社おはな	山口市徳地堀一七〇一	株式会社おはな	山口市徳地堀一七〇一	平成二三、八、一
株式会社ハツタ	周南市大字久米一二二四	株式会社ハツタ	岩国市多田三丁目一〇四の四	六、

山口県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ライフルスポーツどれみ	美祢市大嶺町東分三一六八の一	有限会社ライフルスポーツどれみ	美祢市大嶺町東分三一六八の一	介護予防訪問	平成二二、六、一
有限会社エル	山口市道祖町六番一三三	トマト薬局	山口市道祖町六番一三三	介護予防居宅療養管理指導	平成二三、九、
社会福祉法人夢のみずうみ村	八七の一	夢のみずうみ村山口デイサービスセンター	八七の一	介護予防通所	八、
株式会社おはな	一七〇一 徳地堀	株式会社おはな	一七〇一 徳地堀	介護予防福祉用具貸与	八、
株式会社ハツタ	周南市大字久米一二二四	株式会社ハツタ	岩国市多田三丁目一〇四の四	介護予防小規模多機能型居宅介護	六、
医療法人社団早川内科医院	山陽小野田市大字小野田三九六六の三	小規模多機能型居宅介護なみおと	山陽小野田市大字小野田三一四七の一三	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二〇、三、

山口県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所 名称	所在地	指定年月日
株式会社おはな	山口市徳地堀一七〇一	株式会社おはな	山口市徳地堀一七〇一	平成二三、八、一
株式会社ハツタ	周南市大字久米一二二四	株式会社ハツタ	岩国市多田三丁目一〇四の四	六、

山口県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
柳井市土地改良区	平成二三、九、六

山口県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第百四十一号）及び保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第千五百五十八号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。）による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済産業部林業振興課、岩国市産業振興部農林振興課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
浜崎区域 島戸区域 二見区域		主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	



(二八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十三年十月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成二十三年八月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人夢の湖舎  
代 表 者 の 氏 名 藤原 茂  
主たる事務所の所在地 山口市中尾七八七番地の一

(二八三) 土地改良区の役員及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員及び住所の届出がありました。

平成二十三年九月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
油谷河原土地改良区	理 事	金子 博	長門市油谷河原七九三
"	"	藤澤 範二	油谷伊上一五三八
"	"	岡藤 晋太	油谷新別名一二三五
"	"	有田 茂	油谷河原一七五〇の八
"	"	竹森 茂	一七七五
"	"	福永 泰彦	一一四三の二
"	"	金本 健	六一九
"	"	松田 昭洋	六八〇の一
"	"	嶋田 利勝	一四〇二の二
"	"	西川 豊	油谷蔵小田二四〇七の一
"	"	上田 弘文	油谷伊上一〇一八
"	"	松村 義雄	四三八の三
"	監 事	上野 靖児	油谷河原二四三の一
"	"	大道伊與吉	一一八〇
"	"	増田 浩嗣	油谷伊上一七二八

区	美祿市西厚保土地改良	区	美祿市西厚保土地改良
理事	伊藤 貞勝	理事	伊藤 貞勝
監事	池田 俊廣	監事	池田 俊廣
理事	今井 茂明	理事	今井 茂明
理事	藤岡 和文	理事	藤岡 和文
理事	山根 政人	理事	山根 政人
理事	馬屋原真一	理事	馬屋原真一
土地改良区	油谷河原土地改良区	土地改良区	油谷河原土地改良区
氏名	金子 博	氏名	金子 博
住所	長門市油谷河原七九三	住所	長門市油谷河原七九三
所	油谷伊上一五三八	所	油谷伊上一五三八
	油谷新別名一二七九		油谷新別名一二七九
	油谷河原一七五〇の八		油谷河原一七五〇の八
	竹森 茂		竹森 茂
	福永 泰彦		福永 泰彦
	櫻井 征雄		櫻井 征雄
	松田 昭洋		松田 昭洋
	京野 馨		京野 馨
	大村 康彦		大村 康彦
	中嶋 修		中嶋 修
	上田 弘文		上田 弘文
	松村 義雄		松村 義雄
	上野 靖兒		上野 靖兒
	大道伊與吉		大道伊與吉
	増田 浩嗣		増田 浩嗣
	伊藤 貞勝		伊藤 貞勝
	池田 俊廣		池田 俊廣
	今井 茂明		今井 茂明
	藤岡 和文		藤岡 和文
	山根 政人		山根 政人
	馬屋原真一		馬屋原真一

山口県公安委員会告示第五十五号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十六日

山口県公安委員会

表山口県宇部警察署の部宇部駅前交番の項所管区の欄中、「厚南北五丁目」の下に、「西宇部北一丁目、西宇部北二丁目、西宇部北三丁目、西宇部北四丁目」を加える。

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容  
土地改良区  
柳井市土地改良区  
柳井市地区  
柳井市地区  
土地改良施設の管理

二 縦覧の期間  
平成二十三年九月二十日から同年十月十一日まで

三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(二八四) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

監事 伊藤 昌伸  
馬屋原真一  
西厚保町原一〇一三の二

## 山口県公安委員会告示第五十六号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十三年九月十六日

山口県公安委員会

## 一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員

## (一) 種別及び級

空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）

## (二) 定員 五十人

## 二 審査の日時及び場所

日	時	場	所
平成三三、一〇、二七	午前九時から正午まで	山口市滝町一番一号	山口県警察本部

## 三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）

## 四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

## 五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十月三日（月曜日）から同月七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものと

する。

## 六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者  
山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者  
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

## 七 提出書類

(一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）

## (二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

3 旧規則第八条の合格証の写し

## 八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

## 九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七）にすること。